

健生難発0216第1号  
令和8年2月16日

都道府県  
各 指定都市 衛生主管部（局）長 殿  
中核市  
児童相談所設置市

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長  
（公印省略）

「児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」の一部改正について

今般、「児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて」（平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号。以下、「通知」という。）を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和8年3月1日より適用することとしたので通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて</p> <p>標記事務に係る各都道府県、指定都市、中核市及び児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市(特別区含む。)(以下「都道府県等」という。)の具体的な取扱いについては、下記のとおりとするので、円滑な実施にご協力方お願いする。</p> <p>なお、この取扱いについては、保険局と協議済みであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 被用者保険(健康保険、船員保険及び共済組合等)について                      (1) 新規申請に係る取扱いについて                      ① 都道府県等からの連絡について                      ア) <u>被保険者が、低所得者区分((2)②の所得区分における70歳未満の市町村民税世帯非課税者並びに70歳以上の低所得者Ⅰ及び低所得者Ⅱをいう。以下同じ。)</u>に該当すると思われる者については、<u>被保険者(70歳以上の低所得者Ⅰに該当すると思われる者については、その被扶養者を含む。)の非課税証明書等を確認し、原則として、紙媒体で作成した別添様式①(被用者保険)の連絡票に、被保険者及び申請者の被保険者等記号番号又は個人番号並びに当年1月1日時点における両者の住所(都道府県名及び市町村名)を記載の上、別添様式Aの送付状を添付して郵送により行うこと。加えて、長期入院(申請月以前の1年間の入院日数が通算して90日を超えていること)の申出が申請者よりあった場合には、別添様式①(被用者保険)の連絡票の備考欄に「長期入院」と記載すること。</u>                      また、<u>全国健康保険協会への連絡については、連絡件数が多い場合には、連絡票を電子媒体に収録して郵送することも可能とするが、その場合に使用する媒体はCD-R又はDVD-Rに限るものとし、電子媒体に収録するExcelファイルのファイル名は連絡票整理記</u></p>	<p>児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて</p> <p>標記事務に係る各都道府県、指定都市、中核市及び児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市(特別区含む。)(以下「都道府県等」という。)の具体的な取扱いについては、下記のとおりとするので、円滑な実施にご協力方お願いする。</p> <p>なお、この取扱いについては、保険局と協議済みであることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 被用者保険(健康保険、船員保険及び共済組合等)について                      (1) 新規申請に係る取扱いについて                      ① 都道府県等からの連絡について                      ア) <u>都道府県等からの連絡は、原則として、紙媒体で作成した別添様式①(被用者保険)の連絡票に、別添様式Aの送付状及び返送先を記入した返信用封筒を添付して郵送により行うこと。</u>                      ただし、<u>全国健康保険協会への連絡については、照会件数が多い場合には、連絡票を電子媒体に収録して郵送することも可能とするが、その場合に使用する媒体はCD-R又はDVD-Rに限るものとし、電子媒体に収録するExcelファイルのファイル名は連絡票整理記号と同一とすること。また、収録する連絡票の電子ファイルには、必ずパスワードを設定することとし、当該パスワードの伝達については、電子媒体とは別に郵送する又は個別に協会支部の担当者へ電話連絡するなど、電子媒体に同封しない方法で対応すること。</u>                      なお、<u>低所得者区分((2)②の所得区分における70歳未満の市町村民税世帯非課税者をいう。以下同じ。)</u>に該当すると思われる者については、<u>被保険者の非課税証明書等の写しを添付すること。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」とい</u></p>

号と同一とすること。また、収録する連絡票の電子ファイルには、必ずパスワードを設定することとし、当該パスワードの伝達については、電子媒体とは別に郵送する又は個別に協会支部の担当者へ電話連絡するなど、電子媒体に同封しない方法で対応すること。

イ) 連絡票の送付先は、被保険者の所属する保険者（支部がある保険者の連絡票の送付先は、被保険者の所属する支部）とすること。

ウ) 都道府県等は、連絡の件数が多い場合には、保険者に対して連絡票の媒体や送付方法について連絡し、適宜調整されたい。また、電子データの提供を希望する健康保険組合等から、連絡票の媒体や送付方法について連絡がなされる場合があるので、適宜調整されたい。

エ) 連絡票及び送付状には必ず送付ごとに必要となる連絡票整理記号を記入すること。なお、個人番号を記載した連絡票を送付する場合、個人番号は特定個人情報に当たることから、追跡可能な郵便方法とすること。

## ② （削除）

う。) に規定する情報提供ネットワークシステムにより、保険者が非課税証明書等と同一の内容を含む情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を確認することにより、都道府県等において所得区分の確認ができた者については、それ以外の者に係る連絡票（以下「連絡票A」という。）とは別に連絡票B（様式は連絡票Aと共通）を作成し送付すること。この場合には、都道府県等において確認した所得区分の記号を保険者認定区分欄に記載するとともに、確認に使用した書類等の写しを添付すること。

（新設）

イ) 都道府県等は、連絡の件数が多い場合には、保険者に対して連絡票の媒体や送付方法について連絡し、適宜調整されたい。また、電子データの提供を希望する健康保険組合等から、連絡票の媒体や送付方法について連絡がなされる場合があるので、適宜調整されたい。

ウ) 連絡票、送付状及び返信先を記入した返信用封筒には必ず送付ごとに必要となる連絡票整理記号を記入すること。

## ② 保険者からの連絡について

ア) 都道府県等が送付した連絡票Aについては、原本の保険者認定区分欄に、連絡票Aの送付を受けた時点で適用されている所得区分が記載されること。また、連絡票Aに記載された者について、連絡を受けた時点で既に資格喪失している場合や該当者が存在しない場合には、保険者認定区分欄に朱書きで「該当者なし」と記入されること。

都道府県等が送付した連絡票Bについては、都道府県等が記入した所得区分が確認され、修正が必要な場合は、都道府県等で記載した所得区分の記号が二重線で抹消され、修正後の所得区分の記号が朱書されること。また、連絡票Bに記載された者については、連絡票Bの送付を受けた時点で既に資格喪失している場合や該当者が存在しない場合には、都道府県等で記載した所得区分の記号が二重線で抹消され、朱書きで「該当者なし」と記入されること。

(2) 更新申請等及び所得区分の変更に係る取扱いについて

① 被用者保険の加入者が低所得者区分に該当するかどうかについては市町村民税課税情報に基づいて認定がなされることとなるが、前年度の市町村民税課税情報に基づく所得区分認定の有効期限は7月末までとされている。このため、被用者保険の加入者に係る更新申請等(変更申請を含む。以下同じ。)については、7月早期に行わせることとし、都道府県等は、低所得者区分に該当すると思われる者(更新等の前に低所得者区分の認定を受けていた者及び更新申請等の時点で新たに低所得者区分に該当すると思われることとなった者を含む。)についてのみ、(1)①に準じて、7月下旬までに保険者に連絡すること。

② 更新申請等の前に低所得者区分に該当しているが、更新申請等の時点で今後低所得者区分に該当しなくなると思われる者については、保険者への連絡は不要である。

(※)所得区分

(70歳未満) ア：標準報酬月額 83万円以上  
イ：標準報酬月額 53万円以上 79万円以下  
ウ：標準報酬月額 28万円以上 50万円以下  
エ：標準報酬月額 26万円以下  
オ：市町村民税世帯非課税者

(70歳以上)

イ) 連絡票Aの記入及び連絡票Bの確認が終了した後、原本は、別添様式αの返送状に添付され、都道府県等が送付した返信用封筒で、郵送により返送されること。なお、保険者との間で返送方法について別途調整済みの場合には、この限りではない。

ウ) 保険者からの返送は、できるだけ早急に行われることとなっており、連絡票の受付から2週間以内に返送されない場合には、保険者から都道府県等の担当者へ連絡がなされることとなっている。

(2) 更新申請等及び所得区分の変更に係る取扱いについて

① 被用者保険の加入者が低所得者区分に該当するかどうかについては市町村民税課税情報に基づいて認定がなされることとなるが、前年度の市町村民税課税情報に基づく所得区分認定の有効期限は7月末までとされている。このため、被用者保険の加入者に係る更新申請等(変更申請を含む。以下同じ。)については、7月早期に行わせることとし、都道府県等は、低所得者区分に該当すると思われる者(更新等の前に低所得者区分の認定を受けていた者及び更新申請等の時点で新たに低所得者区分に該当すると思われることとなった者を含む。)についてのみ、(1)①に準じて、7月下旬までに所得区分の認定のために必要な書類を保険者に送付すること。ただし、番号利用法に規定する情報提供ネットワークシステムにより、保険者が所得区分の認定のために必要な書類と同一の内容を含む情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。保険者からの返送は(1)②に準じて行われる。

② 更新申請等の前に低所得者区分に該当しているが、更新申請等の時点で今後低所得者区分に該当しなくなると思われる者については、保険者への連絡は不要である。7月末までに都道府県等が保険者に連絡をしなかった者についてはア～エのいずれか該当する区分が、保険者から都道府県等に対して変更後の所得区分として通知される。

(※)所得区分

(70歳未満) ア：標準報酬月額 83万円以上  
イ：標準報酬月額 53万円以上 79万円以下  
ウ：標準報酬月額 28万円以上 50万円以下  
エ：標準報酬月額 26万円以下  
オ：市町村民税世帯非課税者

(新設)

<p>円以下</p> <p>円以下</p> <p>③ (削除)</p> <p>④ (削除)</p> <p>(3) 加入保険者変更の取扱いについて  小児慢性特定疾病児童等が加入する保険者の変更があった場合には、都道府県等は、受給者からの届出に基づき、変更後の保険者に対して、新規申請と同様の方法により連絡を行うものとする。</p> <p>(4) (削除)</p> <p>2. (削除)</p>	<p><u>VI (現役並みⅢ) : 標準報酬月額 83 万円以上</u>  <u>V (現役並みⅡ) : 標準報酬月額 53 万円以上 79 万円以下</u>  <u>IV (現役並みⅠ) : 標準報酬月額 28 万円以上 50 万円以下</u>  <u>Ⅲ (一般所得者) : 標準報酬月額 26 万円以下</u>  <u>Ⅱ (低所得者Ⅱ) : 市町村民税世帯非課税者</u>  <u>Ⅰ (低所得者Ⅰ) : 市町村民税世帯非課税者</u>  <u>(年金収入一定基準以下)</u></p> <p>③ <u>①又は②によって保険者から通知された所得区分が従前のものから変更となっていた場合は、更新等の前の医療受給者証(法第 19 条の 3 第 7 項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)の適用区分についても、変更後の所得区分に修正して交付すること。</u></p> <p>④ <u>区分外以外の者の区分変更については、標準報酬の改定等により随時行われることとなるが、当該区分変更に際しては、保険者から都道府県等に対して変更後の所得区分が通知されるため、更新申請等に当たって、都道府県等から連絡を行う必要はない。</u></p> <p>(3) 加入保険者変更の取扱いについて  小児慢性特定疾病児童等が加入する保険者の変更があった場合には、都道府県等は、受給者からの届出に基づき、変更後の保険者に対して、新規申請と同様の方法により連絡を行い、当該受給者に適用される所得区分について医療受給者証に記載を行うものとする。</p> <p>(4) その他  <u>都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等が治癒等で小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなったときは、速やかにその旨を保険者に連絡すること。</u></p> <p>2. <u>市町村国民健康保険、国民健康保険組合について</u>  (1) <u>新規申請に係る取り扱いについて</u>  ① <u>都道府県等からの連絡について</u>  ア) <u>都道府県等からの連絡は、原則として、紙媒体で作成した別添様式②(市町村国民健康保険)及び別添様式③(国民健康保険組合)の連絡票に、別添様式Aの送付状及び返送先を記入した返信用封筒を添付して郵送により行うこと。なお、国民健康保険組合については、被保険者等の(非)課税証明書等の写しを添付すること。</u></p>
--	---

ただし、保険者が、当該被保険者等の所得区分を公簿等又はその写しによって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を確認することにより、都道府県等において所得区分の確認ができた者については、それ以外の者に係る連絡票Aとは別に連絡票B(様式は連絡票Aと共通)を作成し、連絡すること。この場合には、都道府県等において確認した所得区分の記号を保険者認定区分欄に記載するとともに、確認に使用した書類等の写しを添付すること。

イ) 連絡の件数が多い場合には、都道府県等から、連絡票の媒体や送付方法について連絡を行い、適宜調整されたい。

ウ) 都道府県等が申請を受け付けるにあたり、受給者の同意書が必要かどうかについては、各市町村の個人情報保護条例又は各国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)の個人情報の取扱いに関する規則等に基づき判断する必要があるから、それぞれ市町村国民健康保険及び国保組合にあらかじめ確認する必要がある。

なお、同意書が必要となる場合のひな形については、別紙のとおりとする。また、当該同意書については、小児慢性特定疾病児童等本人について氏名、住所等の記載を行うこととし、原本又は原本証明を行ったものを添付すること。

エ) 連絡票、送付状及び送付先を記入した返信用封筒には必ず送付ごとに必要となる連絡票整理記号を記入すること。

## ② 保険者からの連絡について

ア) 都道府県等が送付した連絡票Aについては、原本の保険者認定区分欄に、連絡票Aの送付を受けた時点で適用されている所得区分の記号が記載されること。また、連絡票Aに記載された者について、連絡を受けた時点で既に資格喪失している場合や該当者が存在しない場合には、保険者認定区分欄に朱書きで「該当者なし」と記入されること。

都道府県等が連絡した連絡票Bについては、都道府県等が記入した所得区分が確認され、修正が必要な場合は、都道府県等で記載した所得区分の記号が二重線で抹消され、修正後の所得区分の記号が朱書されること。また、連絡票Bに記載された者については、連絡票の送付を受けた時点で既に資格喪失している場合や該当者が存在しない場合には、都道府県等で記載した所得区分の記

号が二重線で抹消され、朱書きで「該当者なし」と記入されること。

イ) 連絡票Aの記入及び連絡票Bの確認が終了した後、原本は、別添様式αの返送状に添付され、都道府県等が送付した返信用封筒で、郵送により返送されること。

なお、保険者との間で返送方法について別途調整済みの場合には、この限りではない。

ウ) 保険者からの返送は、できるだけ早急に行われることとなっており、連絡票の受付から2週間以内に返送されない場合には、保険者から都道府県等の担当者へ連絡がなされることとなっている。

(2) 更新申請等及び所得区分の変更に係る取扱いについて

毎年8月に所得区分が見直されることとなっているが、市町村と国保組合で取扱いが異なるので注意すること。

① 市町村国民健康保険について

市町村国民健康保険の被保険者について所得区分の変更があった場合には、7月末までに保険者から変更後の所得区分が通知されるため、更新申請等の時点も含め、都道府県等から連絡を行う必要はない。

なお、変更後の所得区分が通知された場合には、更新前の医療受給者証の適用区分についても、変更後の所得区分に修正して交付すること。

② 国保組合について

国保組合の被保険者に係る更新申請等については、7月早期に行わせることとし、都道府県等は、更新申請等の前に現(1)①に準じて、7月下旬までに所得区分の認定のために必要な書類を保険者に送付すること。ただし、保険者が、当該被保険者等の所得区分を公簿等又はその写しによって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

(3) 加入保険者変更の取扱いについて

小児慢性特定疾病児童等が加入する保険者の変更があった場合には、都道府県等は受給者からの届出に基づき、変更後の保険者に対して、新規申請と同様の方法により連絡を行い、当該受給者に適用される所得区分について医療受給者証に記載を行うものとする。

(4) その他

都道府県等は、小児慢性特定疾病児童等が治癒等で小児慢性特定疾

	病医療支援を受ける必要がなくなったときは、速やかにその旨を保険者に連絡すること。
--	--

(別紙)

### 児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて 新旧対照表

【別添様式①】  
【被用者保険】  
(運輸業登録記号)

#### 小児慢性特定医療費支給対象者連絡票(住所者区分)

受給機関名

保険者名

通番	対象者本人について			生年月日 元号 年 月 日	住所者区分	被保険者本人について			住所者区分	被保険者について			備考	
	対象者氏名 漢字 ふりがな	生年月日 元号 年 月 日	被保険者氏名 漢字 ふりがな			被保険者氏名 漢字 ふりがな	被保険者氏名 漢字 ふりがな	被保険者氏名 漢字 ふりがな		被保険者氏名 漢字 ふりがな	被保険者氏名 漢字 ふりがな	被保険者氏名 漢字 ふりがな		被保険者氏名 漢字 ふりがな
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

改正後

【別添様式①】  
【被用者保険】  
(運輸業登録記号)

#### 小児慢性特定医療費支給対象者連絡票(A・α・B)

受給機関名

保険者名

通番	対象者本人について			生年月日 元号 年 月 日	住所者区分	被保険者本人について			住所者区分	被保険者について			備考	
	対象者氏名 漢字 ふりがな	生年月日 元号 年 月 日	被保険者氏名 漢字 ふりがな			被保険者氏名 漢字 ふりがな	被保険者氏名 漢字 ふりがな	被保険者氏名 漢字 ふりがな		被保険者氏名 漢字 ふりがな	被保険者氏名 漢字 ふりがな	被保険者氏名 漢字 ふりがな		被保険者氏名 漢字 ふりがな
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

現行

連絡票の作成について(被用者保険)

- ※ 注意事項(都道府県等向け)
  - ・連絡票の作成・送付については、実施機関単位で行うこと。
  - ・保険者が発行する書類(履歴書運用決定証など)の提示があった者については、それ以外の者の連絡票とは別に連絡票を作成すること。
- 一 (創設)
  - ・連絡票の右欄には、連絡票に全体の枚数中の何枚目かを記入すること。
  - ・連絡票整理記号は次のとおりとする。
    - ※ 平成27年4月1日に東京都が小児慢性特定疾病医療費に係る連絡票を行う場合：20150401-52-東京都
  - ・連絡先が保険者の支那となる場合は、「保険者名」は支那まで記入すること。
  - ・対象者本人と被保険者が同一の場合は、被保険者の氏名欄(漢字)に「左に同じ」、その他の項目は空欄とすること。
- 二 (創設)
  - 一 (創設)
    - ・全労連(東京都保険協会)に送付する際は被保険者番号及び個人番号を併記すること。その他の保険者については、都道府県と保険者の双方で調整し、被保険者番号及び個人番号の併記又は被保険者番号のみの記入としてもよい。
  - 二 (創設)
    - ・「当年度1月1日時点の住所」欄には、都道府県及び市町村名を記入すること。
    - ・送付状には連絡票整理記号を記入すること。
  - 三 (創設)
    - ・連絡票の送付前に、個人番号等内容を確認すること。
    - ・上乗せ入院(退院翌日以前の生年月日の数日数回)を繰り返していることの申告があった場合は、「対象者本人」についての審査欄に「乗入れ」と記載。

※ (創設)
一 (創設)
二 (創設)

連絡票の作成について(被用者保険)

- ※ 注意事項(都道府県等向け)
  - ・保険者の作成・送付については、実施機関単位で行うこと。
  - ・保険者が発行する書類(履歴書運用決定証など)の提示があった者については、それ以外の者の連絡票とは別に連絡票を作成すること。
  - ・職員の属する書類(履歴書運用決定証)は必ず「ア」欄に記載すること。
  - ・連絡票の右欄には、連絡票に全体の枚数中の何枚目かを記入すること。
  - ・連絡票整理記号は次のとおりとする。
    - ※ 平成27年4月1日に東京都が小児慢性特定疾病医療費に係る連絡票を行う場合：20150401-52-東京都
  - ・連絡先が保険者の支那となる場合は、「保険者名」は支那まで記入すること。
  - ・対象者本人と被保険者が同一の場合は、被保険者の氏名欄(漢字)に「左に同じ」、その他の項目は空欄とすること。
  - ・住所欄(0歳未満児に係る非正規就労児童等の送付書類がある場合は、通常の順序に従い順に、重なる右に重複を記入すること。また、同一人に係る送付書類が複数ある場合は右に示すように重複を記入すること。また、同一人に係る送付書類が複数ある場合は右に示すように重複を記入すること。
  - ・非正規就労児童等の送付書類がある場合は、通常の順序に従い順に、重なる右に重複を記入すること。また、同一人に係る送付書類が複数ある場合は右に示すように重複を記入すること。
  - ・連絡先が保険者の支那となる場合は、「保険者名」は支那まで記入すること。
  - ・送付状には連絡票整理記号を記入すること。
  - ・連絡票の送付前に、個人番号等内容を確認すること。
  - ・上乗せ入院(退院翌日以前の生年月日の数日数回)を繰り返していることの申告があった場合は、「対象者本人」についての審査欄に「乗入れ」と記載。
- 一 (創設)
  - ・全労連(東京都保険協会)に送付する際は被保険者番号及び個人番号を併記すること。その他の保険者については、都道府県と保険者の双方で調整し、被保険者番号及び個人番号の併記又は被保険者番号のみの記入としてもよい。
- 二 (創設)
  - ・「当年度1月1日時点の住所」欄には、都道府県及び市町村名を記入すること。
  - ・送付状や送付用封筒には連絡票整理記号を記入すること。
  - ・連絡票の送付前及び保険者から回答を受けた際に、個人番号等内容を確認すること。また、回答を受けた個人番号等の照り差があった場合は、保険者に對して再重畳金を払うこと。
  - ・「追加」

※ 注意事項(保険者向け)
一 (創設)
二 (創設)

- 一 (創設)
  - ・連絡票整理記号3万円以上「ア」
  - ・連絡票整理記号5万円～20万円「イ」
  - ・連絡票整理記号20万円～50万円「ウ」
  - ・連絡票整理記号50万円以下「エ」
  - ・市町村民税非課税「オ」



(削除)

連絡票の作成について(市町村)

- ※ 注意事項(都道府県等向け)
  - ・ 連絡票の作成送付については、実施機関単位で行うこと。
  - ・ 同一市町村で複数の保険者番号がある場合、番号別にこの票をまとめること。その場合、保険者名欄は「〇の市(××区)」のように記載すること。
  - ・ 市町村が発行する書類(限額適用認定証など)の提示があった割については、それ以外の者の連絡票とは別に連絡票を作成すること。
  - ・ 市町村が発行する書類の提示があった割に係る連絡票は「連絡票B」と、それ以外の割に係る連絡票は「連絡票A」とし、領票名の後の括弧書きに該当する方のアルファベットを記載すること。
  - ・ 連絡票の右肩には、連絡票の種類(A又はB)ごとに全体の枚数中の何枚目かを記入すること。
  - ・ 連絡票整理記号は次のとおりとし、連絡票A・Bともに同一の記号を記載すること。
    - ※ 平成27年4月1日に東京都小児慢性特定疾病医療費に係る連絡票を行う場合、2019001-28-東京都
    - ※ 非課税証明書等の添付書類がある場合は、通番の順序に従い、繰り、書類の右上に通番を記入すること。また、同一人に係る添付書類が複数ある場合は左上ホキキス止めにする。
  - ・ 連絡票を作成する場合は、当該連絡票の保険者認定区分欄に確認した区分に応じ、以下の記号を記入し、保険者が発行する書類(限額適用認定証など)の写しを添付すること。

(医療未済)

- 旧ただし書 所得30万円超 「ア」
- 旧ただし書 所得30万円～60万円以下 「イ」
- 旧ただし書 所得20万円～60万円以下 「ウ」
- 旧ただし書 所得20万円以下 「エ」
- 市町村長陸非課税 「オ」

- ・ 市町村への連絡票の送付に際しては、返便先を記入した返信用封筒を同封すること。
- ・ 送付状や返信用封筒には連絡票整理記号を記入すること。

※注意事項(市町村向け)

- ・ 実施機関から連絡を受けた者が加入者の中に存在しない場合には、保険者認定区分ご「該当者なし」と本書きすること。
- ・ 保険者認定区分については、それぞれの所得区分に照し、以下の記号を記入すること。

(課未済)

- 旧ただし書 所得30万円超 「ア」
- 旧ただし書 所得30万円～60万円以下 「イ」
- 旧ただし書 所得20万円～60万円以下 「ウ」
- 旧ただし書 所得20万円以下 「エ」
- 市町村長陸非課税 「オ」



(削除)

連絡票の作成について(国保組合)

- ※ 注意事項(都道府県等向け)
  - ・ 連絡票の作成送付については、実施機関単位で行うこと。
  - ・ 保険者が発行する書類(限度額適用認定証など)の提示があった者については、それ以外の者の連絡票とは別に連絡票を作成すること。
  - ・ 保険者が発行する書類の提示があった者に係る連絡票は「連絡票B」と、それ以外の者に係る連絡票は「連絡票A」とし、帳票名の後の括弧書きに該当する方のアルファベットを記載すること。
  - ・ 連絡票の右側には、連絡票の種類(A又はB)ごとに全体の枚数中の何枚目かを記入すること。
  - ・ 連絡票発症管理記号は次のとおりとし、連絡票A、Bともに同一の記号を記載すること。
    - ※平成27年度4月1日に重傷部が小児慢性特定疾病医療費に係る連絡票発行機会:201001-99-重傷部
  - ・ 非課税証明書等の送付書類がある場合は、連票の欄頭に印し、書類の右上に連票を記入すること。また、同一人に係る送付書類が複数ある場合は左上にキズ止めすること。
  - ・ 連絡票を作成する場合は、当該連絡票の保険者認定区分欄に確認した区分に応じ、以下の記号を記入し、保険者が発行する書類(限度額適用認定証などの写しを添付すること。

(加味未済)

- 旧ただし書所得80万円超:「ア」
- 旧ただし書所得60万円~80万円以下:「イ」
- 旧ただし書所得40万円~60万円以下:「ウ」
- 旧ただし書所得20万円~40万円以下:「エ」
- 旧ただし書所得0万円以下:「オ」

- ・ 保険者への連絡票の送付に際しては、送付先を記入した返信用封筒を同封すること。
- ・ 送付状や連絡票封筒には連絡票発症管理記号を記入すること。

※注意事項(国保組合向け)

- ・ 実施機関から連絡を受けた者が加入者の中に存在しない場合には、保険者認定区分に「該当者なし」とを記載すること。
- ・ 保険者認定区分については、それぞれの所得区分に応じ、以下の記号を記入すること。

(加味未済)

- 旧ただし書所得80万円超:「ア」
- 旧ただし書所得60万円~80万円以下:「イ」
- 旧ただし書所得40万円~60万円以下:「ウ」
- 旧ただし書所得20万円~40万円以下:「エ」
- 旧ただし書所得0万円以下:「オ」

市町村民税非課税:「オ」

改正後

現行

(別添様式A)

年 月 日

(保険者名) 御中

(実施機関名)

児童福祉法第6条の2第3項の  
小児慢性特定疾病医療支援の対象者に係る連絡票の  
送付について

別紙のとおり、児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定  
疾病医療支援の対象者のうち、低所得者区分に該当すると思わ  
れる者について、健康保険法施行規則第98条の2第2項及び第  
3項に基づき、連絡いたします。

連絡票枚数 \_\_\_\_\_枚  
対象者数 \_\_\_\_\_人

連絡先  
住所  
電話番号  
(FAX)  
担当者名

(別添様式A)

年 月 日

(保険者名) 御中

(実施機関名)

児童福祉法第6条の2第3項の  
小児慢性特定疾病医療支援の対象者に係る連絡票の  
送付について

別紙のとおり、児童福祉法第19条の2第1項の  
小児慢性特定疾病医療支援の対象者について連絡いたします。

(連絡票A)  
連絡票枚数 \_\_\_\_\_枚  
対象者数 \_\_\_\_\_人

(連絡票α)  
連絡票枚数 \_\_\_\_\_枚  
対象者数 \_\_\_\_\_人

(連絡票B)  
連絡票枚数 \_\_\_\_\_枚  
対象者数 \_\_\_\_\_人

連絡先  
住所  
電話番号  
(FAX)  
担当者名

改正後

現行

(削除)

(別添様式α)

年 月 日

(実施機関名) 御中

(保険者名)

児童福祉法第6条の2第3項の  
小児慢性特定疾病医療支援の対象者に係る連絡票の  
返送について

年 月 日付けで送付された連絡票（連絡票整理記号〇〇〇〇）につき、別紙のとおり返送いたします。

連絡先

住所

電話番号

(FAX)

担当者名